

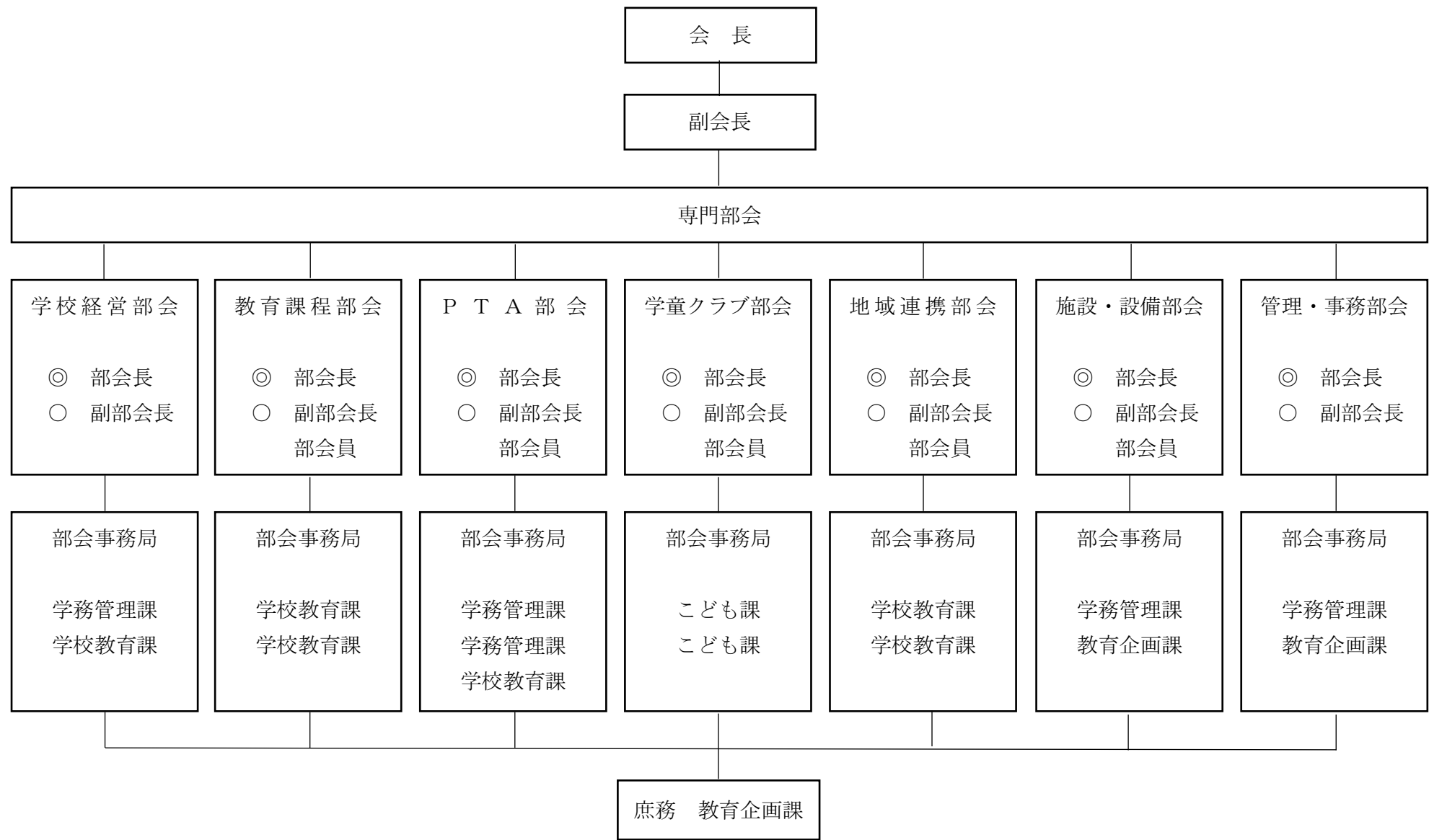
矢沢地区義務教育学校基本構想

令和6年5月27日
花巻市教育委員会

目 次

矢沢地区義務教育学校設立委員会 組織図	1
I 基本構想策定の経緯	1
1 はじめに	2
2 矢沢地区での取組	2
3 矢沢地区からの要望	3
4 矢沢地区の義務教育学校の設立委員会の準備会の開催	3
5 矢沢地区義務教育学校設立委員会の設置	3
6 矢沢地区義務教育学校設立に伴うワークショップの開催	3
7 義務教育学校先進校視察の実施	3
8 令和5年度第2回 矢沢地区義務教育学校設立委員会の開催	3
9 矢沢小学校・矢沢中学校の児童生徒によるワークショップの開催	4
10 令和5年度第3回 矢沢地区義務教育学校設立委員会の開催	4
II 矢沢地区の義務教育学校の理念や学校概要	5
1 既存計画や目標と新設校の目標との関係	5
2 義務教育学校の教育目標の構想図（グランドデザイン）	6
3 児童生徒が望む学校と義務教育学校を支える保護者・地域の願い	7
4 通学区域と通学手段	7
（参考）令和5年度における矢沢地区のスクールバス路線の状況	8
5 児童生徒数の見込みと学級数	9
6 教職員の現状	9
7 義務教育学校へ移行後の教職員数	9
8 教育課程の編成に当たっての基本的な考え方	10
III 学校施設の整備方針	11
1 学校施設の設置候補地の適正比較について	11
2 耐力度調査の結果について	11
3 学校規模（必要面積）について	12
4 国の補助金等の活用について	13
5 学校の設置候補地について	14
6 建設形態について	15
（参考資料）用途地域、土砂災害警戒区域等位置図、埋蔵文化財包蔵地、文部科学省基準	16
7 学校施設の整備に関する基本的な考え方	21
8 学校施設の整備の具体的な考え方	21
IV 学童クラブの整備方針	24
1 学童クラブ施設の整備に関する基本的な考え方	24
2 学童クラブ施設の整備に関する具体的な考え方	24

矢沢地区義務教育学校設立委員会 組織図

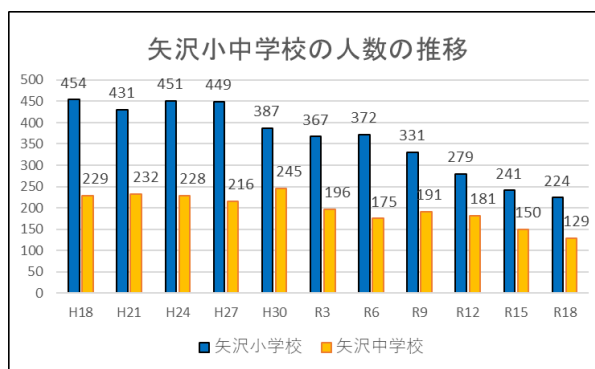
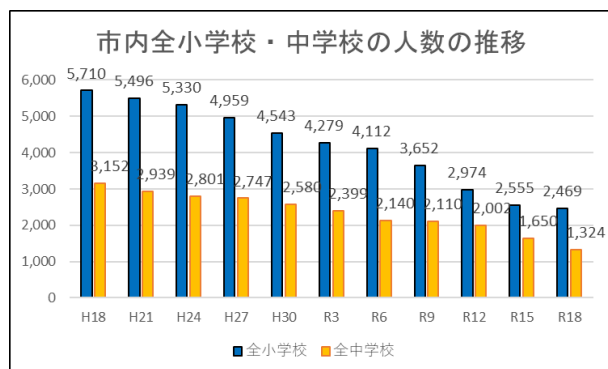


I 基本構想策定の経緯

1 はじめに

本市では学校施設の老朽化と共に、児童生徒数が年々減少しており、平成18年の4市町合併時には児童数が5,710人、生徒数3,152人であったものが13年後の令和5年度においては児童数が4,113人、生徒数が2,283人と約3割弱が減少しており、平成31年年4月に「集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばす」ことを目的に「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定いたしました。

矢沢地区においては、矢沢小学校が昭和49年、矢沢中学校は昭和53年に建築され、令和5年度において、それぞれ49年、45年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。児童生徒数については、平成18年度の児童数が454人、生徒数が229人であったものが、令和6年度においてはそれぞれ372人、175人と約2割弱が減少し、12年後には児童数が213人、生徒数は129人と更に5割が減少すると想定されています。



2 矢沢地区での取組

- 令和元年9月、中学校で適正規模・適正配置に関する基本方針の説明の教育懇談会を開催
- 令和3年1月、小中学校合同で適正規模・適正配置に関する基本方針と小中一貫校の説明の教育懇談会を開催、小中学校の施設老朽化が課題として挙げられたが、その解決方法の一部としてPTAより小中一貫教育の導入も選択肢の一つとして検討することとなった。
- 令和3年7月、矢沢地区の義務教育の9年間がどうあるべきという視点から、矢沢の子どもたちの教育にとってより良い教育環境を充実させることを目的とした小中学校 PTA 合同での「矢沢小・中PTA学校の在り方検討委員会」を組織
- 令和4年7月、検討委員会を開催し、今後の具体的な取組を協議
- 令和4年8～11月、紫波東学園、盛岡西峰学園、大槌学園を視察
- 令和5年1月、視察報告会と検討委員会としての方向性の確認するため、検討委員会報告会を開催し、独自に矢沢小中学校の現状と成果、課題の分析を行ったほか、入学者数の推移を参考に、適正規模を確保できることを確認
- 令和5年2月、検討委員会視察全体報告会を開催し、矢沢地区には義務教育学校が適しているという方向性を確認
- 令和5年2月、保護者への意向調査を実施（454件中、賛成159件、一任205、反対8）
- 令和5年3月、矢沢小中学校の教育環境の整備に関する説明会を開催し、検討委員会及びPTAの総意として矢沢小中学校を義務教育学校に移行する方向性について矢沢地域振興会に報告、地域としてもこの方針を了承
- 令和5年4月13日、矢沢小学校PTA会長、矢沢中学校PTA会長、矢沢地域振興会長

の連名で、「花巻市立矢沢小学校・中学校を義務教育学校へ移行するための要望」書を提出

3 矢沢地区からの要望

- ① 矢沢小・中学校を義務教育学校へ移行すること
- ② 老朽化の著しい学校施設環境を改善するために新校舎の建設をすること
- ③ 新校舎建設に伴い、矢沢学童クラブの整備をすること。

4 矢沢地区の義務教育学校の設立委員会の準備会の開催

矢沢小中学校を義務教育学校へ移行するには、学校設立委員会での基本構想の策定が必要と考え、基本構想のたたき台を作成するための準備会を令和5年6月2日、7月2日、8月3日、10月12日に開催し、次の事項について検討しました。

- ① これまでの経緯の確認
- ② 矢沢小中学校の現状と課題の確認
- ③ 学校設立委員会の組織構成と委員の検討
- ④ 学校建設候補地の適正比較や検討
- ⑤ 児童生徒の通学の課題整理
- ⑥ 基本構想における学校理念の概要の検討
- ⑦ 学校設立委員会設置要綱の検討
- ⑧ たたき台の検討
- ⑨ 設立委員会の各専門部会において今年度中に決めてほしい事項について
- ⑩ 義務教育学校設立に係るワークショップの実施について

5 矢沢地区義務教育学校設立委員会の設置

矢沢小学校及び矢沢中学校の円滑な義務教育学校への移行を実現するため、令和5年11月10日に「矢沢地区義務教育学校設立委員会 設立総会」を開催し、学校設立委員会設置要綱や委員構成の決定、委員長及び副委員長の選任を行いました。

6 矢沢地区義務教育学校設立に伴うワークショップの開催

「矢沢地区義務教育学校 基本構想」（案）策定の検討の際に保護者や矢沢地域の方々の意見を参考とするため、令和5年12月17日にワークショップを次のテーマで開催し、参加した26名の方々からたくさんの有意義なご意見をいただきました。

テーマ1 「矢沢の子どもたちには、どんな子どもに育ってほしいですか。」：168件の意見

テーマ2 「テーマ1をふまえて、家庭や地域ではどんなことをしている、またはしてあげたいですか」：156件の意見

テーマ3 「子どもたちが充実した9年間を送るために、校舎や体育館、校庭、学童クラブなどの学校環境・施設などで要望がありますか。」：169件の意見

7 義務教育学校先進校視察の実施

義務教育学校や学校施設の知見を深めるため、令和5年11月20日に委員及び事務局員13名で山形県新庄市立萩野学園の視察及び桜台小学校長寿命化改良工事現場の見学を行いました。

8 令和5年第2回 矢沢地区義務教育学校設立委員会の開催

令和6年1月24日に第2回目の学校設立委員会を開催し、先進校の視察や保護者・矢沢地域の方々によるワークショップの結果についての報告、各専門部会の会議報告を行いました。

9 矢沢小学校・矢沢中学校の児童生徒によるワークショップの開催

「矢沢地区義務教育学校 基本構想」(案)策定の検討の際に児童生徒の意見を参考とするため、令和6年2月7日と2月15日に矢沢小学校で、2月19日に矢沢中学校で次のテーマでワークショップを開催し、多くのユニークな意見や素晴らしい意見をいただきました。

テーマ1 「小1～中3が同じ校舎で学習 どんな校舎・校庭に？」

：574件の意見（小学校468件、中学校106件）

テーマ2 「小1～中3が同じ校舎で学習 できそうなことは？」

：372件の意見（小学校313件、中学校59件）

テーマ3 「地域の特色（自然・文化・産業・くらし）を学習 できそうなことは？」

：173件の意見（小学校145件、中学校28件）

テーマ4 「未来の自分・未来の矢沢のために、どんな学校にしたいですか？」

：178件の意見（小学校145件、中学校33

テーマ5 「矢沢義務教育学校のコンセプト名 YASAWA〇〇SCHOOL」

：41件の意見（小学校26件、中学校15件）

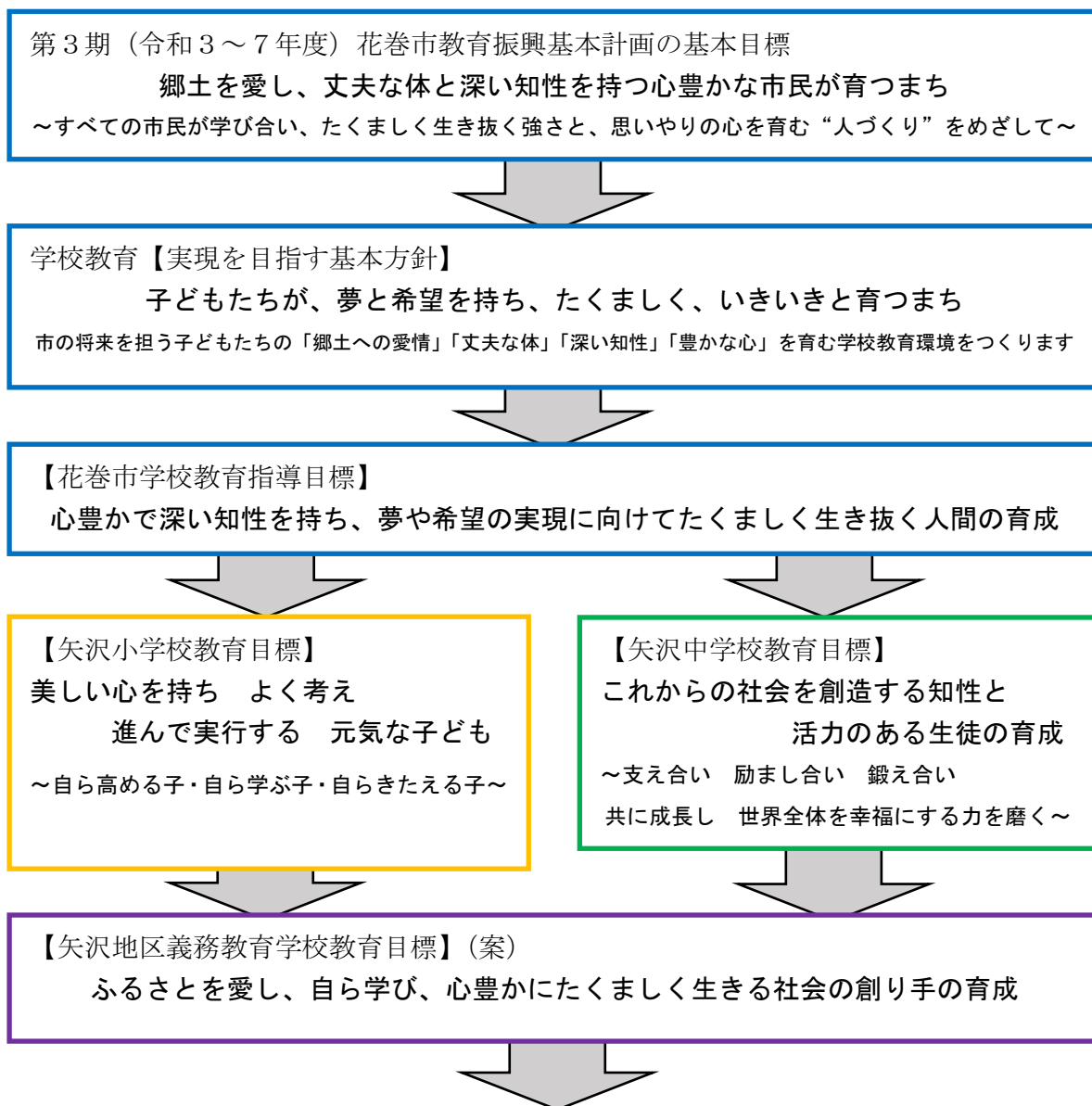
10 令和5年度第3回 矢沢地区義務教育学校設立委員会の開催

令和6年3月18日に第3回目の学校設立委員会を開催し、矢沢小中学校の児童生徒によるワークショップの結果報告や各専門部会の会議結果報告、保護者・地域説明用「矢沢地区義務教育学校 基本構想」(案)を協議しました。

Ⅱ 矢沢地区の義務教育学校の理念や学校概要

新設する矢沢地区の義務教育学校に係る大まかな教育理念は次のとおりとし、具体的な学校名や教育課程等については、学校設立委員会学校経営部会において協議し決定することとします。

1 既存計画や目標と新設校の目標との関係



（次ページ構想図へ）

2 義務教育学校の教育目標の構想図

矢沢地区義務教育学校グランドデザイン 2024（案）

花巻市教育基本計画の基本目標
 ◇郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち
 花巻市学校教育指導目標
 ◇心豊かで深い知性を持ち、夢や希望の実現に向けてたくましく生き抜く人間の育成

【矢沢地区義務教育学校教育目標】（案）
 ふるさとを愛し、自ら学び、心豊かにたくましく生きる社会の創り手の育成

保護者の願い
 思いやり あいさつ 望ましい人間関係
 礼儀 基礎的・基本的な学力の習得
 快適な学習環境
 地域の願い
 伝統や郷土を愛する心 先人から学ぶ心
 思いやり チャレンジ精神

めざす学校の姿

- 児童生徒が楽しく生活・学習できる学校
- 児童生徒の人格が尊重される学校
- 地域や保護者から信頼され、地域を元気にする学校
- 児童生徒の笑顔があふれ、元気なあいさつが飛び交う学校

めざす児童生徒の姿

- ふるさとを愛し、未来を創造しようとする児童生徒
- 夢や目標に向かい、自ら学び続ける児童生徒
- 思いやりの心を持ち、互いに認め合い、高め合う児童生徒
- 心と体がたくましく、最後まで頑張る児童生徒

めざす教師の姿

- 子どもを大切にし、保護者・地域から信頼される教師
- 授業を大切にし、研鑽に励んで指導力を高める教師
- 同僚と協力し合い、教育に情熱を燃やす教師
- 使命感を持ち、挑戦し続ける教師

学び合いプロジェクト

- 9年間の系統的な学習指導
- 5・6年生における教科担任制の充実
- 地域人材や教育資源の活用
- 教員の相互乗り入れ授業の推進
- 外国語教育の充実
- ICT機器の有効活用
- ユニバーサルデザインの視点での授業

豊かさプロジェクト

- 9年間を通して子どもを見守り育てる生徒指導体制の構築
- 縦割り活動や異学年交流の充実
- 外部人材を活用した豊かな体験活動
- 自己有用感がもてる特別活動の展開
- 4・7・9年生を最上級学年に位置付けるリーダー育成

たくましさプロジェクト

- 「早寝早起き朝ごはん」の推進
- 異学年交流による体力づくりの工夫
- 部活動の早期体験・早期入部
- 学校・家庭・PTA・地域と連携した防犯や安全指導
- コミュニティ・スクールと連携した地域ぐるみで育てる環境整備

にじいろプロジェクト

- 9年間を見通した計画的・継続的な指導・支援の充実
- 個別的教育支援計画・指導計画の共有
- 前期課程・後期課程合同教育支援委員会
- 特別支援学級在籍児童生徒の交流学习
- 多様な教育的ニーズに対応するための研修の充実

【ふるさと学習】（先人の生き方を学ぼう）

- ◆ 前期課程⇒「宮沢賢治」から学ぶ
- ◆ 後期課程⇒「新渡戸稲造」から学ぶ
- ◆ 地域を知る（地域の先人、地域に伝わる民俗芸能等）
- ◆ 教科横断的な学び
- ◆ 宮沢賢治記念館、花巻新渡戸記念館等との連携

【ICTを活用した学習】（情報活用能力を身につけよう）

- ◆ タブレットを活用した主体的な（体験）活動
- ◆ 問題解決における対話的な学びや論理的思考力の育成
- ◆ 課題追究における探究的で深い学び
- ◆ プログラミング学習
- ◆ プレゼンテーション能力の育成

【外国語（英語）学習】（世界へはばたこう）

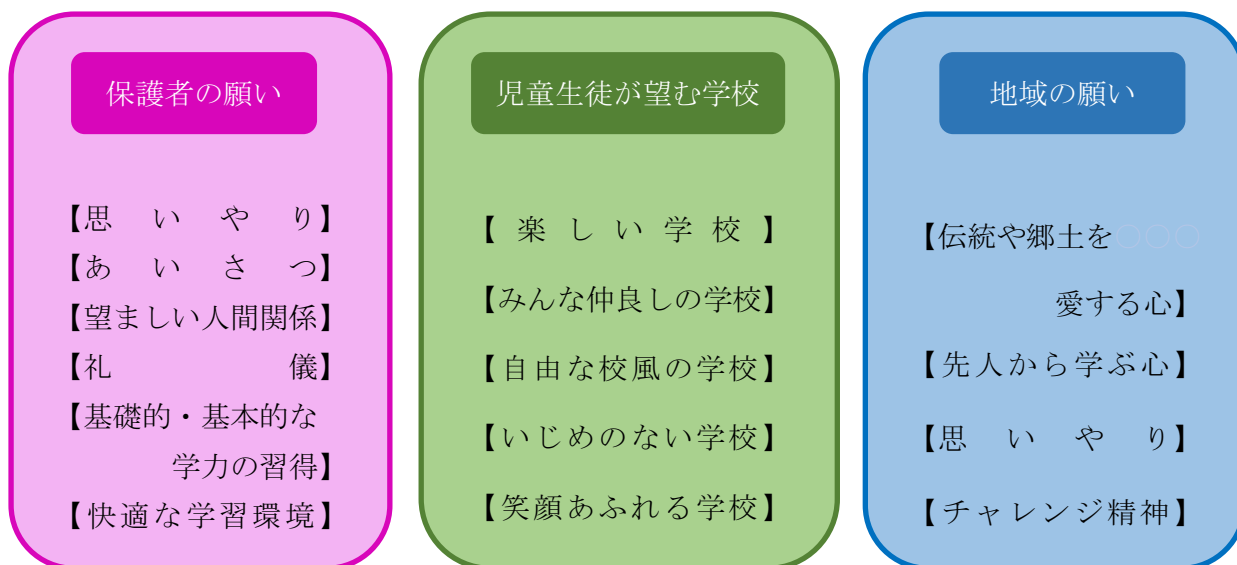
- ◆ 前期課程低学年から英語に触れる機会の充実
- ◆ ICTを活用した学習（一斉学習・個別学習・協働学習）
- ◆ 9年間の円滑な接続のためのカリキュラムづくり
- ◆ 前期課程と後期課程の合同授業
- ◆ 花巻市の姉妹都市との連携（オンライン交流等）

9年間の継続した主体的な学びを通して
 未来を拓く人材を育成する

矢沢ナビスクール

前向きに行動する力を養い、社会的なスキルや価値観の醸成を目指す

3 児童生徒が望む学校と義務教育学校を支える保護者・地域の願い

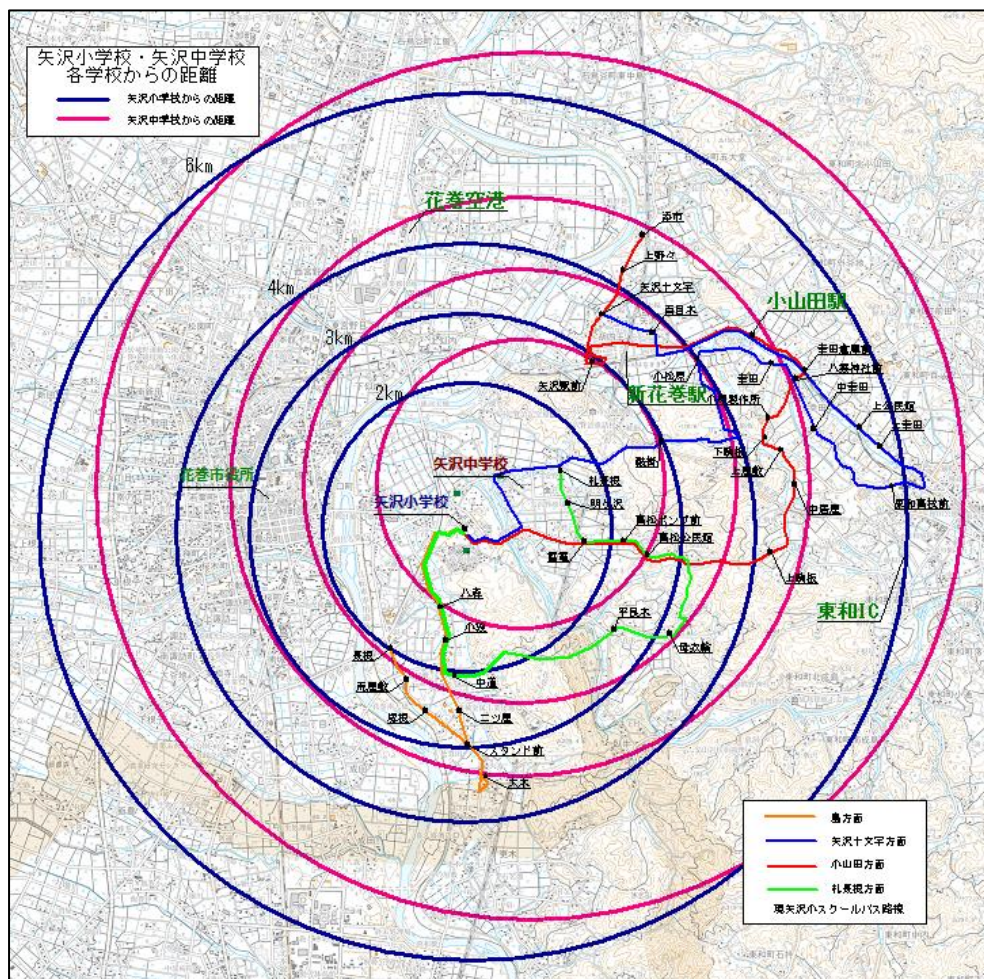
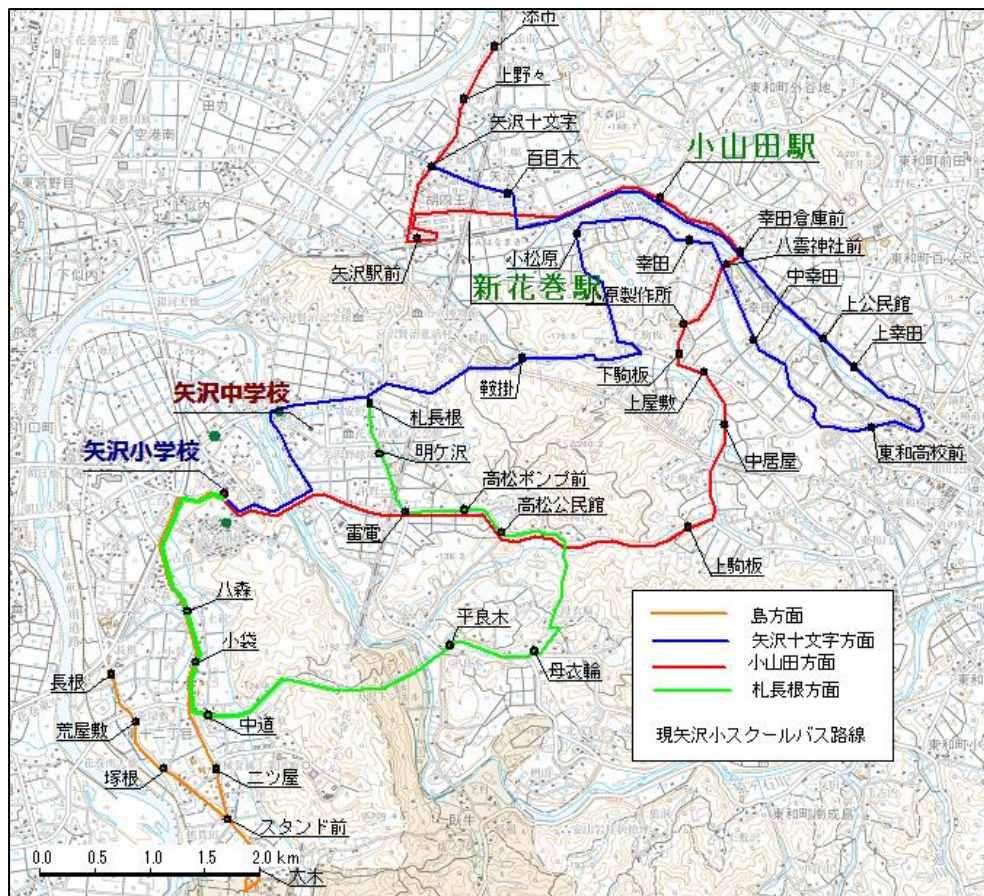


4 通学区域と通学手段

- (1) 通学区域は、「花巻市立小中学校に就学すべき学校の指定に関する規則」に規定されているとおり、「矢沢、幸田、高松第一、高松第二、高松第三、高木第一、高木第二、高木第三、高木小路及び東十二丁目の行政区の区域内」とします。
- (2) 児童生徒の通学に関する次の課題について、可能な限り解決を図る方向で通学ルートを選定や通学方法の詳細を検討するものとします。
 - ① 学区が広範囲で、地形も起伏があるほか、付近に北上川や猿ヶ石川など大きな川もあるため、迂回等により通学路が長距離化していること。(共通)
 - ② 国道4号花巻東バイパスや国道283号、主要地方道花巻北上線島バイパスなどの幹線道路や、通勤道路があるため交通量が多く、交通事故が懸念される環境にあること。(共通)
 - ③ 自家用車による送迎の迎え待ちをしている車両の駐車スペースが狭いため、下校時間帯になると付近の道路に停車して交通の妨げになることがしばしばある。(共通)
 - ④ スクールバスのほか、自家用車の送迎で登下校する児童も多く、児童の肥満度が高い状況にも影響していると考えられること。(小学校)
 - ⑤ 冬期間は凍結した道路が危険なため、自転車通学を禁止としているが、自転車が使えないときは、大部分の生徒は自家用車での送迎になることから、スクールバスの運行がないのか(あるといい)という声が毎年上がっている。(中学校)
- (3) 基本的な通学手段は、児童生徒の通学距離や通学状況により徒歩、自転車またはスクールバスとします。

なお、現状のスクールバス路線については次図のとおりであり、この路線を基本としつつ、乗車対象者や路線、停留所等の詳細は学校設立委員会PTA部会で検討することとします。

(参考) 令和5年度における矢沢地区のスクールバス路線の状況



5 児童生徒数の見込みと学級数

現在の児童生徒数及び通学区域内の出生児童数に平均入学率を乗じて推計すると、開校を目指す令和10年度の児童生徒数及び学級数は次の表のとおり見込んでいます。

学年	前期課程 (従来の小学校)							後期課程 (従来の中学校)				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	7年	8年	9年	小計	
児童生徒数	53	37	53	60	66	55	324	60	64	57	181	505
学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	9	21
うち 特別支援	児童生徒数				2		2		5	3	8	10
	学級数				1		1				3	4

※「令和6年5月1日時点 花巻市内小中学校児童生徒数の推移と今後の見通し」より。

※特別支援学級は、支援が必要な児童生徒数や障がいの種別（知的、情緒、病弱、肢体、難聴、弱視）によるため、現時点で分かる範囲でのみ記載しています。

6 教職員の現状

(1) 令和6年4月時点の矢沢小学校と矢沢中学校の教職員数

① 矢沢小学校

校長	副校長	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	講師	スクール カウンセラー	県費職員 合計
1	1	18	1	1	1	1	1	25
校務員	はなまき 授業サポート	生徒 支援員	ふれあい 共育推進員					市費職員 合計
1	1	0	4					6

② 矢沢中学校

校長	副校長	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	講師	スクール カウンセラー	県費職員 合計
1	1	13	1	0	1	1	1	19
校務員	中学サポート	生徒 支援員	ふれあい 共育推進員					市費職員 合計
1	0	1	1					3

7 義務教育学校へ移行後の教職員数（大槌学園を参考にして想定）

校長	副校長	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	講師	スクール カウンセラー	県費職員 合計
1	3	31	2	1	2	2	2	44
校務員	はなまき 授業サポート	生徒 支援員	ふれあい 共育推進員					市費職員 合計
2	1	1	5					9

※県費職員については、校長を1人、小中一貫教育の加配を副校長（統括）とし、他の教職員については現在の小中学校の合計として想定しています。

※市費職員については、学校規模を勘案して現在の小中学校の合計として想定しています。

8 教育課程の編成に当たっての基本的な考え方

教育課程は、基本的な方針を学校設立委員会教育課程部会が策定し、最終的には学校が編成しますが、矢沢地域における特色ある教育を行うための大まかな案として次のように整理します。

学 年 (9年制)		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
		9年間の一貫した教育活動								
教育課程の区分 (例) 4－3－2制		前 期 課 程 (小学校学習指導要領)			中 期 課 程 (小学校学習指導要領・ 中学校学習指導要領)			後 期 課 程 (中学校学習指導要領)		
		前 期			中 期			後 期		
目 標 (例)		○学習の仕方と規律を身に付け、学ぶ楽しさを味わう。 ○友達と仲良くするとともに、自分の良さを分かり、伸ばす。 ○家庭学習を含む基本的な生活習慣を身に付け、やるべきことを進んで行う。			○将来や進路を考える大切さに気付き、学びを深める。 ○仲間と励まし合い、自己の特長を知る。 ○自ら決めた目標に向け、失敗や困難に立ち向かい、最後まで取り組む。			○夢や希望の実現に向け、自主的・意欲的な学びを継続する。 ○互いに認め合い、自己の向上を図り、個性を伸ばす。 ○より高い目標を設定し、強い意志をもち、粘り強く取り組む。		
指導方法		学 級 担 任 制			一部教科担任制			教 科 担 任 制		
		← 習 熟 度 別 指 導 →								
矢沢ナビスクール (特色ある教育)	ふるさと学習	【地域から学ぶ「矢沢の宝探し」】 「矢沢を知り、矢沢から学び、自分の未来を切り拓こう」をテーマとし、総合的な学習の時間のみならず教科横断的な学びで深化を図る。 宮沢賢治記念館、新渡戸稲造記念館、花巻市博物館、神楽、農業体験等								
	I C Tを活用した学習	【情報活用能力を生かして発信力を身につけよう】 (I C T活用プロジェクトチームによる、) タブレットを活用した主体的な活動を通して、プレゼンテーション能力の育成し発信方法を身につける。また、あいさつやボランティア活動を積極的に行うことで、児童生徒の活動を地域や社会に発信する。								
	外国語(英語)学習	【世界へ羽ばたこう】 小学校低学年相当からの英語に触れる機会の充実や、小学校高学年相当における教科担任制・乗り入れ授業による9年間を通じた指導を行う。								
教育を支える土台	異学年交流			特別支援教育			地域との連携			
	異学年交流イベントの開催 →いじめのない学校づくり			9年間を見通した計画的で継続的な特別支援教育と環境整備 →安心できる学校づくり			コミュニティ・スクールや地域人材による部活動指導、ボランティア・ティーチャーの派遣 等			

Ⅲ 学校施設の整備方針

1 学校施設の設置候補地の適正比較について

学校の設置候補地については、矢沢小・中学校両校で令和５年度に実施しました耐力度調査の結果を踏まえて、矢沢地区義務教育学校設立委員会において協議するものですが、判断材料の一つとして両校の現状を比較検討するとつぎの表のとおりとなります。

※ 新たな場所への設置を検討しましたが、次の理由により行わないこととしました。

- (１) 用地選定や地権者交渉に時間を要し、開校が遅れる可能性があること。
- (２) 用地取得に多大な経費を要するほか、閉校する２校の活用が課題であること。

学校設置候補地の適正比較表

区 分		矢沢小学校	矢沢中学校
用途地域		第一種中高層住居専用地域	—
ハザードマップ		付近に土砂災害警戒区域あり	—
埋蔵文化財		久田野Ⅰ	—
悪臭モニター感知件数		192 件	109 件
標高 (Google Earth)		104m	83m
矢沢振興センターまでの距離		0.6 km	1.8 km
バス停までの距離 (矢沢小学校口)		0.6 km	—
バス停までの距離 (高木団地)		0.6 km	—
バス停までの距離 (安野)		—	0.3 km
隣接する市有地及び施設		なし	矢沢球場、社会体育館
学校施設関係 (参照：令和５年度学校施設台帳)			
校地面積	建物敷地	10,446 m ²	10,740 m ²
	運動場	10,924 m ²	18,826 m ²
	その他 (借地含む)	2,886 m ²	2,160 m ²
	計	24,256 m ²	31,726 m ²
校舎面積		(延床面積) 5,147 m ²	(延床面積) 3,941 m ²
屋内運動場		(延床面積) 839 m ²	(延床面積) 803 m ²
武道場		—	(延床面積) 401 m ²

校地面積 (その他) は、進入路、プール、周辺林等の面積の合計

悪臭モニターの感知件数は、R2～R5 の平均件数で生活環境課提供のデータを使用

2 耐力度調査の結果について

(１) 矢沢小学校の耐力度点数 (10,000点満点)

校舎について、管理教室棟 (RC造3階建・S49.3建築、5,428点) 以外は、4,501点～5,000点以下、屋内運動場は4,416点の結果となりました。

(２) 矢沢中学校の耐力度点数 (10,000点満点)

校舎、屋内運動場及び武道場について、5,001点以上の結果となりました。

(3) 国庫補助事業について

公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目第1-47において、耐力度点数（10,000点満点）が、4,500点以下となった鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建物は、構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）といい、その改築に要する経費が国庫補助対象となります。

また、学校の実情及びその環境、立地条件等からその改善が真にやむを得ないと認められる建物については、耐力度の特例により、5,000点以下が危険建物となります。

上記から、矢沢小学校については、一部校舎を除き、学校の実情及びその環境、立地条件等からその改善が真にやむを得ないと認められる場合に限り、改築費用が国庫補助対象となる可能性があります。

なお、矢沢中学校については、改築した場合は国庫補助対象となりません。

3 学校規模（必要面積）について

文部科学省の補助金等を活用する上で、文部科学省では学級数に応じた必要面積が示されており、建設（完成予定）時の学級数が基本となります。

この場合の学級とは、普通学級（小学生は35人、中学生40人で算定）としており、令和10年度に完成を予定していることから、小学校は12学級、中学校は6学級を基本とします。

小学校と中学校の必要面積の総和が整備面積の上限であり建設規模となります。

【文部科学省基準による校舎等の必要面積（上限面積）】

（二級積雪寒冷地補正、多目的教室加算あり） （ ）内は現在の保有面積

	条件	校 舎	屋内運動場	武道場	計
小学校	普通12学級	5,099㎡	1,258㎡		6,357㎡ ②
	特別支援3学級	(5,147㎡)①	(839㎡)		(5,986㎡)③
中学校	普通6学級	4,142㎡	1,237㎡	450㎡	5,829㎡ ④
	特別支援3学級	(3,941㎡)	(803㎡)	(401㎡)	(5,145㎡)⑤
計		9,241㎡ (9,088㎡)	2,495㎡ (1,642㎡)	450㎡ (401㎡)	12,186㎡ ⑥ (11,131㎡)

※武道場は必要面積でなく、柔剣道場の交付金算定面積の上限面積となっています。

4 国の補助金等の活用について

学校建設には、非常に多額の費用が必要で、直近では湯口中学校（H26）や大迫中学校（H29）の建設では約15億円から約17億円の費用がかかっており、義務教育学校においては中学校よりも学年数が多いため、更に多額の費用が必要になると予想できます。

その多額の費用を市の予算のみで賄うことは、市の財政上、現実的ではないことから、国の補助金等を最大限活用する必要があります。

学校の設置候補地によって、国の交付金を受けられる前提が変わってくることや、基本設計や実施設計がこれからであり、建設費用の見込み額が不明であることから、比較検討する材料として、前述の文部科学省基準による校舎等の必要面積と現在の校舎等の面積を用いて国の補助金の活用が見込まれる面積を試算しました。（次ページの「国の補助金等の活用が見込まれる面積の試算」参照）

試算した面積が大きいほど国の補助金等の活用が見込まれるため、国の補助金を活用するうえで有利となる順番は、①新たな場所への新築 → ②矢沢小学校での統合改修（長寿命化）と不足部分の増築 → ③矢沢中学校での統合改修（長寿命化）と不足部分の増築 → ④矢沢中学校での改築 → ⑤矢沢小学校での改築となります。

国の補助金の活用が見込まれる面積の順番は上記のとおりですが、そのみで学校の設置候補地の検討はできないため、それらを含めて総合的な費用面で検討した内容は次のとおりです。

【検討内容】

①新たな場所への新築

国の補助金の活用が見込まれる面積は最も多いものの、用地の取得が必要となるため、用地選定や地権者交渉に時間を要し、開校が遅れる可能性があることや用地取得に多大な経費を要するほか、閉校する2校の活用が課題となります。

②矢沢小学校及び矢沢中学校敷地での改築

国の補助金の活用が見込まれる面積はともに少なく、工事中の仮設校舎の設置も億単位の経費が必要となります。

また、国においては、平成26年1月に文部科学省から発出された「学校施設の長寿命化改修の手引」において、「従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない新しい方法「長寿命化改修」への転換が求められています。」との記載があり、国としても建て替え（改築）ではなく「長寿命化改修」を勧める方針であること、市としても令和2年10月に、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を併せて実施する再生整備と予防保全による長寿命化とともに、財政支出の縮減と平準化を図ることを目的とした「花巻市学校施設長寿命化計画」を策定していることから、その方針に馴染まないものです。

③矢沢小学校敷地での統合改修（長寿命化）と不足部分の増築

国の補助金の活用が見込まれる面積は2番目に多いものの、矢沢中学校に比べて学校

敷地が狭いほか、埋蔵文化財の包蔵地であることから、建設工事の際は事前調査が必要となり、約 3,500 万円の調査費用のほか、1 日当たり 30 人体制で約 15 か月の調査期間（文化財課で試算）が必要となります。

③矢沢中学校敷地での統合改修（長寿命化）と不足部分の増築

国の補助金の活用が見込まれる面積は 3 番目に多く、矢沢小学校に比べて学校敷地が広いほか、近隣の市有地の活用も見込めます。

また、埋蔵文化財の包蔵地ではないことから、建設工事の際の事前調査も必要ありません。

【まとめ】

国の補助金の活用が見込まれる面積での優位性は「①新たな場所への新築」にあるものの、総合的な費用面においては「③矢沢中学校敷地での統合改修（長寿命化）と不足部分の増築」に優位性があると考えられます。

国の補助金等の活用が見込まれる面積の試算

（上段は補助割合×補助対象面積、中断は国の補助金の活用が見込まれる面積、下段は補助対象面積の算出方法）

建設候補地 建設形態	矢沢小学校	矢沢中学校	新たな場所
新 築 (学校の無かった場所に新たに建設)			$1/2 \times 12,186 \text{ m}^2$ = 6,093 m² ※1 (12,186 m ² =⑥)
改 築 (既存の学校を取り壊して新たに建設)	$1/2 \times 7,039 \text{ m}^2$ = 3,519 m² ※2 (7,039 m ² =⑥-①)	$1/2 \times 7,041 \text{ m}^2$ = 3,520 m² ※3 (7,041 m ² =⑥-⑤)	
統合改修（長寿命化）と 不足部分の増築	$1/2 \times 11,815 \text{ m}^2$ = 5,907 m² ※4 (11,815 m ² =③+④)	$1/2 \times 11,502 \text{ m}^2$ = 5,751 m² ※5 (11,502 m ² =②+⑤)	

※1 別途、学校用地取得のための費用と時間が必要

※2 耐力度調査の結果から、小学校の校舎は改築の補助対象とならない

※3 大量度調査の結果から、中学校校舎・屋内運動場・武道場は改築の補助対象とならない

※4 小学校部分を統合改修（長寿命化）して、不足部分を増築（土地の広さや埋蔵文化財に課題

※5 中学校部分を統合改修（長寿命化）して、不足部分を増築

5 学校の設置候補地について

現在の矢沢小学校及び矢沢中学校を学校の設置候補地として比較検討を行ったところです。その結果、現矢沢中学校を第一候補地とし、矢沢小学校を第二候補地であると考えます。主な理由はつぎの 4 点です。

(1) 矢沢地区義務教育学校の教育理念を具現できる広さが確保されること。

矢沢小学校は、矢沢中学校と比較し校地面積が狭いこと、小学校敷地付近に土砂災害警戒区域があり敷地の拡張が難しいこと、埋蔵文化財包蔵地であることから事前調査に費用や時間を要すること、用途地域であることから建築建物に一定の制限がかかることが想定されます。また、校舎を整備するにあたり、工法によっては仮設校舎の建設のため、校庭利用の制限が想定されます。

また、矢沢小学校及び矢沢中学校の児童生徒を対象としたワークショップにおいて、広い校庭、体育館及び校舎がほしいとの意見が多く出されました。

(2) 花巻新渡戸記念館、宮沢賢治記念館及び花巻市博物館等の文化施設に近く、これらの施設を活用した学習が容易であること。

(3) 既存施設（矢沢球場、矢沢地区社会体育館）の活用が可能であること。

(4) 矢沢中学校及び矢沢球場付近の市有地を、必要に応じて学校用地として活用することが可能であること。

(5) 総合的な費用面に関する検討では、矢沢中学校敷地での統合改修（長寿命化）と不足部分の増築に優位性があること。

6 建設形態について

令和2年10月に策定した花巻市学校施設長寿命化計画「学校施設の長寿命化計画の基本方針」において、可能な建物は80年に長寿命化を図ることとしております。

第一候補地である矢沢中学校に学校施設を設置する場合については、令和5年度に実施した耐力度調査では、矢沢中学校の校舎及び屋内運動場は、構造上危険な状態にある建物ではなかったことから、矢沢中学校の既存施設を活用するための長寿命化改良を実施するとともに、不足する教室等を増築することを基本とします。

第二候補地である矢沢小学校に学校施設を設置する場合については、埋蔵文化財包蔵地や用途地域であることを十分に考慮し、校舎等の長寿命化や改築を検討します。

・検討にあたっての留意事項について

(1) つぎの7「学校施設の整備に関する基本的な考え方」及び8「学校施設の整備の具体的な考え方」を踏まえた施設とするため、校舎、屋内運動場及び屋外運動場その他施設の配置を考慮し、必要な場合は、既存施設の改修や改築等も検討すること。

(2) 矢沢中学校、矢沢球場付近の市有地を必要に応じて有効活用すること。

(3) 矢沢小学校に設置する場合は、埋蔵文化財包蔵地や用途地域であることを十分に考慮するほか、矢沢学校給食センターや学童クラブの運営に支障がないよう留意すること。

(4) 学校跡地を有効活用するため、地域の意見を聞きながら検討を行うこと。

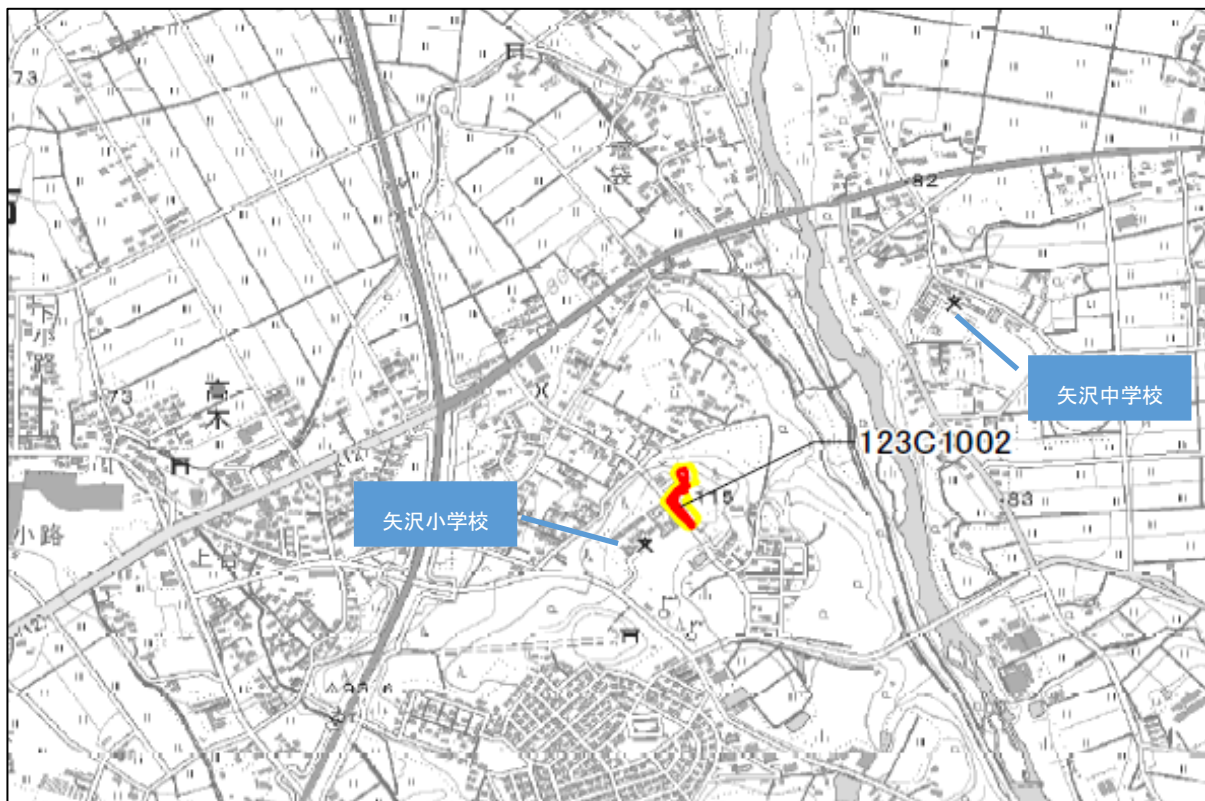
(参考資料)

(ア) 用途地域

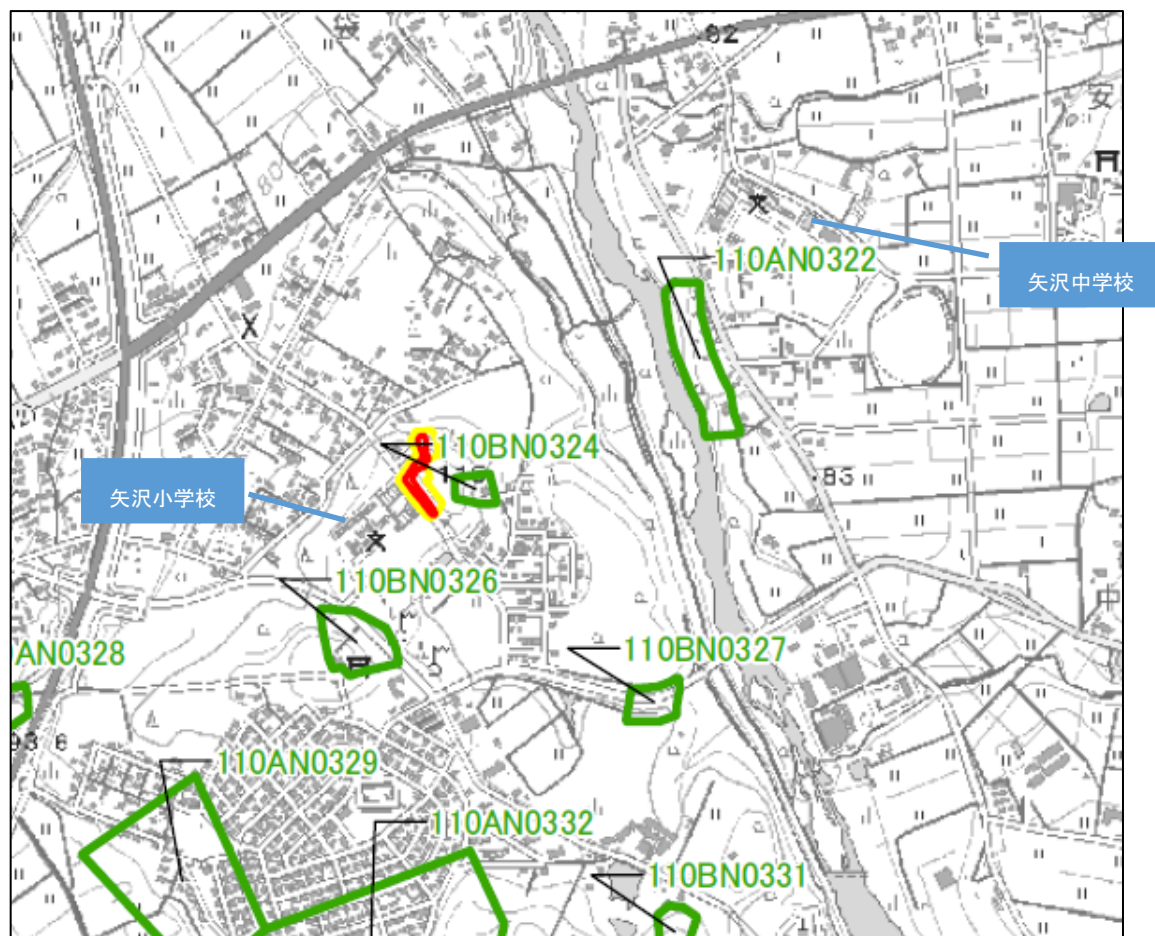
矢沢小学校は、第一種中高層住居専用地域



(イ) ① 土砂災害警戒区域等位置図



(イ) ② 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」位置図 (令和4年度・5年度公表)



(ウ) 埋蔵文化財包蔵地 (いわてデジタルマップ・遺跡地図)



(エ) 文部科学省基準による校舎等の必要面積

【文部科学省基準による校舎等の必要面積（上限面積）】

(1級積雪寒冷地補正、多目的教室加算あり) () 内は現在の保有面積

	条件	校 舎	屋内運動場	武道場	計
小学校	普通12学級	5,099㎡	1,258㎡		6,357㎡
	特別支援3学級	(5,147㎡)	(839㎡)		
中学校	普通6学級	4,142㎡	1,237㎡	450㎡	5,829㎡
	特別支援3学級	(3,941㎡)	(803㎡)	(401㎡)	
計		9,241㎡	2,495㎡	450㎡	12,186㎡

※武道場は必要面積でなく、柔剣道場の交付金算定面積の上限面積となっています。

公立学校建物の校舎等基準表（抜粋）

（資料） 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目より

（平成18年7月13日 18文科施第188号文部科学大臣裁定 最終改正 令和5年4月1日）

■小学校基準

① 学級数に応ずる校舎必要面積

校 舎

（構造：R，単位：㎡）

学級数（特別支援学級を除く）	面積の計算方法
1学級及び2学級	$769 + 279(N - 1)$
3学級から5学級まで	$1,326 + 381(N - 3)$
6学級から11学級まで	$2,468 + 236(N - 6)$
12学級から17学級まで	$3,881 + 187(N - 12)$
18学級以上	$5,000 + 173(N - 18)$

1. N ・・・学級数（特別支援学級を除く）
2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168㎡を加えた面積とする。
3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積に1.108を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.180を乗じて得た面積とする。
4. 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
$32 \text{ ㎡} \times N^*$	$16 \text{ ㎡} \times N^*$

*特別支援学級数を含める

※普通教室12、特別支援教室 3、多目的教室を設定、二級積雪寒冷地域の場合

普通教室 $3,881\text{m}^2 + 187\text{m}^2 \times (12\text{学級} - 12) = 3,881\text{m}^2$

特別支援学級 $168\text{m}^2 \times 3\text{学級} = 504\text{m}^2$

$(3,881\text{m}^2 + 504\text{m}^2) \times 1.108 = 4,858.5\text{m}^2$

積雪寒冷地 $15\text{学級} \times 16\text{m}^2 = 240\text{m}^2$

$4,858.5\text{m}^2 + 240\text{m}^2 = 5098.5\text{m}^2$

必要校舎面積 $5,099\text{m}^2$

② 学級数に応ずる屋内運動場必要面積

屋内運動場（集会室含む）

積雪寒冷地 (単位： m^2)

学級数（特別支援学級を含む。）	面 積
1 学級～9 学級	922
10 学級～11 学級	1,092
12 学級～23 学級	1,258
24 学級以上	1,552

必要屋内運動場面積 $1,258\text{m}^2$

■中学校基準

① 学級数に応ずる校舎必要面積

校 舎

(構造：R, 単位： m^2)

学級数（特別支援学級を除く）	面積の計算方法
1 学級及び 2 学級	$848 + 651 (N - 1)$
3 学級から 5 学級まで	$2,150 + 344 (N - 3)$
6 学級から 11 学級まで	$3,181 + 324 (N - 6)$
12 学級から 17 学級まで	$5,129 + 160 (N - 12)$
18 学級以上	$6,088 + 217 (N - 18)$

1. $N \cdots$ 学級数（特別支援学級を除く）

2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級 1 学級につき 168m^2 を加えた面積とする。

3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積に 1.085 を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に 1.105 を乗じて得た面積とする。

4. 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
$32\text{m}^2 \times N^*$	$16\text{m}^2 \times N^*$

*特別支援学級数を含める

※普通教室 6、特別支援教室 3、多目的教室を設定、二級積雪寒冷地域の場合

普通教室 $3,181\text{m}^2 + 324\text{m}^2 \times (6\text{学級} - 6) = 3,181\text{m}^2$

特別支援学級 $168\text{m}^2 \times 3\text{学級} = 504\text{m}^2$

$(3,181\text{m}^2 + 504\text{m}^2) \times 1.085 = 3,998.2\text{m}^2$

積雪寒冷地 $9\text{学級} \times 16\text{m}^2 = 144\text{m}^2$

$3,998.2\text{m}^2 + 144\text{m}^2 = 4,142.2\text{m}^2$

必要校舎面積 4,142 m^2

② 学級数に応ずる屋内運動場必要面積

屋内運動場（集会室含む）

積雪寒冷地 (単位： m^2)

学級数（特別支援学級を含む。）	面 積
1 学級～ 7 学級	1,162
8 学級～13 学級	1,237
14 学級～33 学級	1,511
34 学級以上	1,515

必要屋内運動場面積 1,237 m^2

7 学校施設の整備に関する基本的な考え方

児童生徒にとって安全で豊かな教育環境を確保するとともに、教職員同士や児童生徒、地域の方々とのコミュニケーションを活性化し、教職員がより効果的に授業の準備や研修、様々な校務を行うことができるよう、職員室や準備室、事務室を含む執務環境や施設の配置、諸室のゾーニング等を検討する際の基本的な考え方は以下のとおりとします。

(1) 敷地内の配置・動線について

- ・日当たりが良く、広いグランド環境を確保します。
- ・歩車分離や安全な歩行空間の整備等を検討し、通学の安全性に配慮します。
- ・スクールバスや給食配送車両の動線を考慮します。
- ・地域開放する施設は、セキュリティや安全面に配慮した配置や動線とします。

(2) 諸室について

- ・前期・中期・後期課程の児童生徒が共用する場所は、体格差に配慮した配置・設備とします。
- ・普通教室の配置は、採光に配慮します。
- ・管理諸室から正門や昇降口、校庭等を見守ることができ、死角を少なくします。

8 学校施設の整備の具体的な考え方

学校施設の整備に関する基本的な考え方を踏まえた整備の具体的な考え方は、次の3つのコンセプトに基づくこととします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ よりよい教育環境の実現○ 安全・安心で機能的な環境の確保○ 地域に開かれ、地域の核となる学校 |
|--|

これらの3つのコンセプトに基づく具体的な施設整備の考え方は次のとおりとします。

○ よりよい教育環境の実現

- ・温もりのある空間とするため、内装は、木質材を積極的に活用します。
- ・ICTを活用した教育活動に対応するため、高速大容量のネットワーク環境を整備します。
- ・普通教室は、教育のデジタル化を踏まえた広さを確保します。
- ・特別教室は、児童生徒の利用のしやすさに十分配慮したうえで、可能なかぎり複合化を図ります。
- ・特別支援教室は、児童生徒数や障がいの種別による違いを考慮しつつ、簡易な壁で仕切ることができるなど、柔軟性と汎用性について考慮します。
- ・教育課程の区分ごとに特色あるオープンスペースを配置し、多様な授業、学習形態が行える空間とします。また、異学年交流等が図れるスペースを検討します。
- ・学校図書館は、児童生徒、教員の憩いの場となるよう、開放的な空間とし、ICT環境を充実させるとともに、アクセス性などにも考慮します。

- ・子どもたち一人ひとりに応じた個別の指導や相談をより一層充実するため、十分な数の相談室等を計画します。
- ・屋内運動施設は、校舎からの動線、授業数や部活動の利用実態を考慮し、施設整備について検討します。
- ・職員室は、教職員が一体感をもって教育活動を進めていくことができる配置を検討します。また、教職員の打合せスペース、休憩スペースや体調不良時に安静に休めるスペースを検討します。
- ・プールは児童生徒の成長に配慮したものとしします。
- ・グラウンドは原則 200mトラックが確保できるスペースを確保し、バックネット、テニスコート等を整備します。
- ・敷地内には、鉄棒や遊具等を整備します。
- ・緑地帯や植栽等の活用により、うるおいのある環境を整備します。

○ 安全・安心で機能的な環境の確保

- ・防災性、耐火性能及び防犯対策に配慮します。
- ・施設を利用する全ての人が、安全かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、エレベーターや多目的トイレの設置を含めバリアフリー施設とします。
- ・歩行者と車両の動線を分離し、安全を確保します。
- ・災害時における児童生徒、教職員、地域住民等の避難所となることを想定し、防災拠点としての機能を確保します。
- ・児童生徒や教職員、学校を訪れる地域住民等の安全や利便性を確保するため、スクールバス乗降場や駐車場、送迎用の駐車場等を整備します。

○ 地域に開かれ、地域の核となる学校

- ・地域の活動や学校を支援する活動を行う人たちが交流できるスペースを確保します。
- ・校舎の一部や校庭は地域に開かれた利用を想定し、地域の活性化を図る場として検討します。その際、教育施設とのセキュリティなど、ゾーニングについて十分考慮します。

● その他施設整備において特筆すべき事項

- ・配置計画については、明快で分かりやすい配置とするとともに、各エリアへの動線やセキュリティなども含めて検討します。
- ・建設コストやライフサイクルコスト縮減に配慮し、維持管理経費の削減や長寿命化を図ります。
- ・脱炭素化や防災機能向上のため、Z E B化を検討します。
- ・デジタル技術の発展などに備え、施設改修のしやすさに配慮します。

- ・特別教室や集会施設等の複合化・集約化を検討し、必要な機能を確保しつつ、面積の縮減に努めるとともに、学校敷地の有効活用を図ります。
- ・学校への入退管理にＩＣＴの活用を検討します。
- ・教室や職員室など人の滞在が考えられるエリアについて、原則、空調機器を導入します。
- ・学校敷地の隣接地に学童クラブ施設の設置を検討します。
- ・学校敷地が不足する場合は、隣接する市有地の活用や市道の切り替え等による敷地増を検討します。
- ・悪臭対策に考慮し、学校施設の整備を検討します。
- ・小学校敷地にある学校給食センターは、学校給食センター施設再編を検討していることから、当面の間は現状のままとします。
- ・矢沢小学校の学校跡地を有効活用するため、地域の意見を聞きながら、学校施設の整備と並行して検討します。

●整備を予定する主な施設機能と利用形態イメージ

想定される主な施設機能であり、すべての施設、設備等を記載してはいません。

利用形態や地域開放については予定です。

施設機能	前期課程 (小学校学習指導要領)		後期課程 (中学校学習指導要領)	地域開放
	前期 (1～4年生)	中期 (5～7年生)	後期 (8～9年生)	
普通教室	○	○	○	—
特別支援教室	○		○	—
少人数指導教室	○		○	—
理科室	○		○	
音楽室	○		○	
図工美術室	○		○	
技術室			○	
家庭科室		○		
教育相談室		○		—
児童生徒会室		○		—
地域活動室		○		○
校長室		○		—
職員室		○		—
保健室		○		—
職員更衣室・休憩室		○		—
校務員室		○		—
図書室		○		
多目的ホール		○		○
体育館（大）		○		○
体育館（小）		○		○
武道場		○		○
プール		○		○

Ⅳ 学童クラブ施設の整備方針

1 学童クラブ施設の整備に関する基本的な考え方

学童クラブ施設においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるような施設の整備を検討します。

また、「花巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、条例）」に基づき、児童が安心・安全に過ごせる施設の整備に加え、学童クラブで働く支援員等の働きやすい環境や、利用保護者が使用する送迎用駐車場の効率的な配置等を検討する際の基本的な考え方は以下のとおりとします。

（１）支援の単位及び利用児童数の想定

- ・花巻市における学童クラブの利用率や矢沢小学校児童数の推移予測により、学童クラブ利用児童数は最大 135 人と想定します。
- ・学童クラブでは、概ね 40 人を 1 つの支援の単位とするため、1 支援の単位あたり最大 45 人で、3 支援の単位と想定します。

（２）学童クラブに必要な専用区画面積の最低基準

- ・条例における学童クラブ専用区画の最低基準面積「利用児童 1 人あたり 1.65 m²」に準じ、学童クラブの専用区画（135 人×1.65 m²=223 m²）を確保します。

（３）施設の構造について、

- ・木の温もりを感じられるよう、木造の施設を整備します。

（４）諸室について

- ・室内のレイアウトや採光に配慮し、利用児童が心地よく過ごせる空間をつくります。
- ・学習室は利用児童の体格差に配慮した配置・設備とします。
- ・ホールは利用児童が身体を動かして遊べるように、十分な広さの確保を検討します。
- ・事務室は玄関付近に配置し、支援員等が不便なく事務等を行えるように整備します。
- ・トイレや手洗い場については 2 階建ての施設となる場合、1 階及び 2 階に必要数確保します。
- ・保育スペースだけではなく、倉庫やロッカー等の収納スペースも整備し、整理整頓がしやすい設備を整備します。

（５）駐車場について

- ・利用保護者が送迎のために使用できる駐車場や、学童クラブで働く支援員等が使用する駐車場のスペース確保を検討します。

（６）施設の周辺環境について

- ・校庭や体育館、プール等の学校施設が利用できる環境をつくり、学童クラブ利用児童がのびのびと遊べる放課後の居場所をつくります。

2 学童クラブ施設の整備に関する具体的な考え方

学童クラブ施設の整備に関する基本的な考え方を踏まえた整備の具体的な考え方は、次の 3 つのコンセプトに基づくこととします。

- よりよい学童保育環境の実現
- 利用児童や利用保護者、支援員等にとって安全・安心で機能的な環境の確保
- 学校と地域につながる放課後の居場所

これら3つのコンセプトに基づく具体的な考え方は次のとおりとします。

(1) よりよい学童保育環境の実現

- ・温もりのある空間とするため、内装は木質材を積極的に活用します。
- ・ICTを活用した生活に対応するため。高速大容量のネットワーク環境を整備します。
- ・学習室は、利用児童のランドセル以外の持ち物や弁当、水筒等を収納できる大きさのロッカーを児童1人につき1つ整備します。
- ・ホールは、多くの利用児童が身体を動かして遊べるような広さを確保します。
- ・施設全体が年中快適な室温となるよう、効率的な空調設備を整備します。

(2) 利用児童や利用保護者、支援員等にとって安全・安心で機能的な環境の確保

- ・防火性や耐火性能に配慮します。
- ・災害時には迅速に避難できるよう、指定緊急避難場所や指定避難場所への避難経路を確保します。
- ・セキュリティや安全面に配慮した設備の配置と整備を行います。
- ・施設を利用する全ての人が、安全かつ円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。
- ・トイレや手洗い場については、利用児童の人数に応じて不足しないような数を確保し、多目的トイレや支援員等用のトイレを整備します。
- ・事務室や更衣室は、学童クラブで働く職員数に応じて十分な広さを確保し、ロッカーなどの収納スペースを整備します。
- ・医務スペースは、事務室から中の様子を確認できるように配置し、利用児童が横になって静養できる広さを確保します。
- ・調理室及び食品庫は独立した部屋となるように整備します。
- ・施設全体に情報を伝えられるような放送設備や音響設備を整備します。
- ・書類や遊具、教材等の物品を収納できる倉庫等を、整理整頓がしやすいように整備し、保育スペースを確保します。
- ・利用児童の送迎に訪れた利用保護者の利便性を考慮し、学童クラブ施設近辺に送迎用の駐車場を必要数確保します。

(3) 学校と地域につながる放課後の居場所

- ・学校と連携し、利用児童が放課後に校庭や体育館を利用できる環境を整えます。
- ・来客対応や保護者面談ができるような応接スペースを確保し、学童クラブが地域・保護者につながる設備を整備します。

(4) その他施設設備において特筆すべき事項

- ・建設コストやライフサイクルコスト縮減に配慮し、太陽光発電システム等の導入を検討することで維持管理経費の削減や長寿命化を図ります。
- ・学童クラブの登所降所管理に I C T の活用を検討します。

(5) 想定する諸室等及び部屋数

諸室名	想定数	備 考
学習室	3	1 室はホールと兼用を想定
ホール	1	100 人程度が活動できる広さを検討
事務室	1	十分な事務スペースを確保
職員更衣室	1	職員数に応じたロッカーを配置可能な広さを検討
応接室	1	保護者面談やクールダウン用に整備
医務室	1	事務室から、中の様子が分かるように配置
調理室・食品庫	1	独立した部屋として整備を検討
児童用トイレ	2	2 階建ての場合 1 階と 2 階の両方に配置
職員・多目的トイレ	2	支援員等用トイレ 1、多目的トイレ 1
手洗い場	2	1 階と 2 階の両方に配置
倉庫	3	書類、玩具が入るスペースを確保
玄関	1	児童及び職員数に応じた下足箱を整備
職員用駐車場	15	利用保護者送迎用とは別に必要数を確保
送迎用駐車場	20	利用保護者の利便性を配慮した場所へ整備